

## お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

### 司法試験 2024 総合講義 租税法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
3	9行目	国税徴収法、 <b>国税犯則取締法の3つ</b>	国税徴収法の <b>2つ</b>	2024/4/10
13	12行目	民法94条 <b>2項</b> により	民法94条 <b>1項</b> により	2024/4/10
18	5行目～7行目	(民432) ～他の者に対して <b>も効力あり</b> (民434)	(民436) ～他の者に対して <b>効力は及ばない</b> (民441)	2024/4/10
32	18行目	7年間 (税通70IV)	7年間 (税通70V)	2024/4/10
43	11行目	<b>国税犯則取締法</b> ないし刑訴法	国税通則法 <b>131条以下</b> ないし刑訴法	2024/4/10
54	下から2行目～最終行	譲渡所得及び雑所得の各金額の合計額	短期譲渡所得及び雑所得の各金額の合計額 + (長期譲渡所得の金額+一時所得の金額) × 1/2	2024/4/10
64	8行目	(25I④括弧書)	(25I⑤かっこ書)	2024/4/10
66	表 最終行	必要経費に算入可 (57I・III)	必要経費に算入可 (57I)	2024/4/10
78	表の下から3行目	合計額が給与所得控除の金額	合計額が給与所得控除の金額の <b>2分の1</b>	2024/4/10
98	論点内の下から2行目	更正の請求により減額更生を	更正の請求により減額更正を	2024/4/10
102	8行目	した <b>金額</b> と,	した <b>残額</b> と,	2024/4/10
116	9行目	(2) <b>所得控除</b> の順序	(2) <b>損益通算</b> の順序	2024/4/10
122	13行目	(83V)	(85IV)	2024/4/10
122	下から6行目	所得が <b>38</b> 万円を超える	所得が <b>48</b> 万円を超える	2024/4/10
127	12行目	*一般的な近視や遠視の <b>共生</b>	*一般的な近視や遠視の <b>矯正</b>	2024/4/10
134	下から9行目	法人税の課税対象 (2⑬・7)	法人税の課税対象 (2⑬・6)	2024/4/10
135	論点内の3行目	納税義務を負う (7)	納税義務を負う (4Iただし書、6)	2024/4/10
136	14行目	法人税が課される (9I)	法人税が課される (8I)	2024/4/10
137	表	普通法人	普通法人 <b>一般社団法人等</b>	2024/4/10
		資本金等の額が1億円以上	資本金の額が1億円超等	
		資本金等の額が1億円以下	資本金の額が1億円以下等	
		<b>一般社団法人等</b> 人格のない社団等	人格のない社団等	
		下から3行目	(23V・令22の3)	2024/4/10
145	最終行	(同VI・令22の3)	(23IV・令22)	2024/4/10
154	下から7行目	<b>現存</b> 損失の取扱いに準拠	減損損失の取扱いに準拠	2024/4/10
156	7行目	<b>不作</b> の部の引当金勘定	負債の部の引当金勘定	2024/4/10
156	下から3行目	らない (55III)	られない (55IV)	2024/4/10
157	6行目	対象とならない (55III・IV)	対象とならない (55IV・V)	2024/4/10
160	下から2行目	(租特61の4IV)	(租特61の4VI)	2024/4/10

司法試験 租税法 論証集の「使い方」

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
4	6行目	総収入金額の2分の1	長期譲渡所得金額の2分の1	2024/4/10
11	論証11	「源泉徴収された又はされるべき所得税の額」(所得税法120条1項5号)がある場合において、所得税額から同号の額を控除した残額があるときには、還付を受けることができる(所得税法138条1項)。	「源泉徴収された又はされるべき所得税の額」(所得税法120条1項4号)がある場合において、所得税額から控除しきれなかった源泉徴収税額があるときには、その控除しきれなかった金額の還付を受けることができる(所得税法138条1項、122条1項2号)。	2024/4/10

司法試験 租税法 論文過去問解析講座 平成18～令和4年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
6	模範答案1枚目上から9行目	甲不動産の購入代金7億円が	甲不動産の購入代金6億円が	2024/4/10
6	模範答案1枚目下から5行目～3行目	個人型の種々の家事上の必要から資金を借り～ないし家事日に過ぎないとも思えるから、	個人が他の種々の家事上の必要から資金を借り～ないし家事費に過ぎないとも思えるから、	2024/4/10
7	模範答案3枚目上から4行目	A及びBの選択した	A及びDの選択した	2024/4/10
21	上から22行目	債権の見通しもない	再建の見通しもない	2024/4/10
47	下から13行目	無償による経済的供与	無償による経済的な利益の供与	2024/4/10
73	模範答案4枚目下から10行目	苦境を脱し正業に導いた役員	苦境を脱し盛業に導いた役員	2024/4/10
84	上から8行目	推計課税の禁止(155I)	推計課税の禁止(156かつこ書)	2024/4/10
90	模範答案1枚目10行目	(同法155条1項・同156条、法人税	(同法155条1項・同156条かつこ書、法人税法	2024/4/10
94	上から5行目	課税物件の帰属を以下に判断	課税物件の帰属をいかに判断	2024/4/10
98	模範答案1枚目下から2行目	Aの長年の意思としての	Aの長年の医師としての	2024/4/10
102	上から16行目	(33II②)	(33II①)	2024/4/10
108	模範答案2枚目下から10行目	37条1項の明文上、	69条1項の明文上、	2024/4/10
109	模範答案3枚目9行目	必要経費にも参入	必要経費にも算入	2024/4/10
116	上から11行目	「利を目的とする継続的	「営利を目的とする継続的	2024/4/10
116	上から19行目・20行目	引渡し時の株価2万円に基づき計算される2000万円が	引渡し時の株価1万円に基づき計算される1000万円が	2024/4/10
116	上から23行目・24行目	平成22年11月の株価1万円に基づき計算される1000万円が	平成22年11月の株価2万円に基づき計算される2000万円が	2024/4/10
121	模範答案4枚目12行目	損金への参入が制限	損金への算入が制限	2024/4/10
126	下から16行目、11行目	所得税法22条2項	法人税法22条2項	2024/4/10
127	上から6行目	所得税法22条2項	法人税法22条2項	2024/4/10
134	模範答案2枚目下から2行目	総収入金額は10億円となる。	総収入金額は9億円となる。	2024/4/10
140	1行目	必要経費を控除すること	給与所得控除額を控除すること	2024/4/10
146	9行目～10行目	(所税37I)、また、法人税法上は～されている(法税21)。	(所税26II・27II・32III・35I②)、また、法人税法上は～されている(法税22I)	2024/4/10
146	表	損金不算入(22V)	損金不算入(22III③)	2024/4/10
147	19行目	会計処理も会計処理基準に反する	会計処理も公正処理基準に反する	2024/4/10
156	模範答案1枚目5行目	(同法21条)	(同法22条1項)	2024/4/10
162	7行目	(所税令95)	(33Iかつこ書・所税令79)	2024/4/10

186	15行目	退職所得には分類されない可能性がある。 <b>退職所得に分類される</b>	退職所得には分類されない可能性がある。	2024/4/10
198	8行目	205条2号に定める額	205条1号に定める額	2024/4/10
216	下から17行目～15行目	職務発明をしたのが平成18年であるのに対し、～支払われたのは平成28年の3月である。	職務発明をしたのが平成17年であるのに対し、～支払われたのは平成28年の1月である。	2024/4/10
223	模範答案4枚目6行目	22条3項3号	22条3項2号	2024/4/10
241	下から8行目	そのため、(3)退職すなわち勤務関係の終了	そのため、(1)退職すなわち勤務関係の終了	2024/4/10
246	模範答案2枚目11行目	一事に支払われるもの	一時に支払われるもの	2024/4/10
246	模範答案2枚目下から7行目	とはいえない(③)	とはいえない(①)	2024/4/10
247	模範答案3枚目下から5行目	(22条3項2号)	(22条3項柱書)	2024/4/10
254	2行目	(法税22の2VI参照)	(法税22の2IV参照)	2024/4/10
266	模範答案2枚目最終行	したがって、①の債務	したがって、②の債務	2024/4/10
270	8行目	(所税2I⑯)	(所税9I⑯)	2024/4/10
271	下から7行目	(所税2I⑯)	(所税9I⑯)	2024/4/10
278	模範答案2枚目下から4行目	前期合計45万円	前記合計45万円	2024/4/10
279	模範答案3枚目10行目	(本設問において条文番号のみは <b>所得税法</b> )	(本設問において条文番号のみは <b>法人税法</b> )	2024/4/10
300	模範答案1枚目下から3行目	平成27年にX社が行った	平成27年にAが行った	2024/4/10
315	模範答案3枚目15行目	乙の総収入金額の半分	乙の総所得金額等の半分	2024/4/10
321	下から20行目～12行目	ウ 所得税法59条2項の適用～1000万円として扱われる。までの9行	削除	2024/4/10
321	下から10行目～8行目	取得費1000万円を控除した残額である1500万円が譲渡益とされ、そこから特別控除額50万円を控除した1450万円が譲渡所得金額となる。	取得費である1400万円及び登記費用を控除した残額が譲渡益とされ、そこから特別控除額50万円を控除した金額が譲渡所得金額となる。	2024/4/10
321	下から2行目	上記1450万円の2分の1相当額である725万円が	上記金額の2分の1相当額が	2024/4/10
337	模範答案3枚目4行目～10行目	なり得る。もっとも、59条1項「2号に規定する対価の額」である1000万円が、「取得費……の額の合計額に満たない」から、その不足額は、譲渡所得金額の計算上なかったものとみなされ(59条2項)，1000万円のみが取得費となる。 その結果、2500万円から1000万円を控除した譲渡益1500万円から、特別控除額50万円(同4項)を控除した1450万円が譲渡所得金額となり、その2分の1である725万円が総所得金額に算入	なる。 その結果、2500万円から1400万円及び登記費用を控除した譲渡益から、特別控除額50万円(同4項)を控除した金額が譲渡所得金額となり、その2分の1相当額が総所得金額に算入	2024/4/10
351	1行目	Bの死亡によって	Eの死亡によって	2024/4/10
351	下から16行目～17行目	(なお、33条1項かっこ書きにより、～これにより、平成28年分の項の譲渡	(なお、27条1項かっこ書きにより、～これにより、平成28年分の甲の譲渡	2024/4/10
376	2行目	必要経費への参入	必要経費への算入	2024/4/10
388	下から3行目	同額が令和元年12月期の	同額が令和2年12月期の	2024/4/10
405	上の表	1500万円全額を引継ぎ(60条4項)	1500万円全額を引継ぎ(60条1項1号)	2024/4/10
410	模範答案1枚目11行目	(56条1項)	(56条前段)	2024/4/10
410	模範答案2枚目4行目	取得したとみなされる(同4項)。	取得したとみなされる。	2024/4/10
411	模範答案4枚目12行目	差し控えるという同1項の趣旨	差し控えるという同2項の趣旨	2024/4/10